

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言対応の社内通達

各位

表件、社内感染防止のために下記事項を徹底してください。

LJ,LSともに、各部門長が責任もって社員に周知徹底するよう指導してください。

外出自粛

政府より県をまたぐ不要不急の外出自粛指示が出ました。

ついては、都県をまたぐ通勤をしている社員には原則テレワークでの対応を指示してください。

特例 下記の場合は特例処置として出社を認めますが、感染予防の徹底を確認してください。

出荷対応及び出荷に伴う、製品の受け取り、検査が必要な場合の出社

顧客、仕入れ先、金融機関、会計事務所、コンサルタントとの打合せで、リモートができない場合

定期的な入力および日報、週報、月報処理を会社のPCでやらなければならない場合

その他、急を要する事項で会社での業務が必須な場合、会社近くのホテルからの出勤

これらに該当する場合、スカイプ朝礼で指示した「出社状況報告書」を作成し、スカイプで報告のこと。

また、都内からの通勤の場合でも、公共機関を利用する場合は下記の点を厳守のこと、

通勤ラッシュ時間帯を避けて、午前10時~午後4時の勤務時間に対応すること

電車の中では乗客と1m以上の間隔をあけ、ドアのそばで常に換気可能な場所にいること

1Fのエレベーターに乗る前に、エントランス外でホコリを落とし、たたんで入室すること

入室前には手のアルコール消毒をすること

業務遂行

テレワーク中の業務遂行は各部門長が各自の業務内容を詳細に把握すること。

毎週 To Do List を確認し業務内容と進捗を確認のこと。

検査、出荷がある場合は、必要であれば部門間を超えて協力をするようにしてください。

各フロアの出社メンバーと滞在時間を把握して、客先、仕入れ先とのトラブルないように気を付けて下さい。

原則、出張は停止しますが、必要な場合は部門長と相談のうえ、感染防止対策を取って行ってください。

ただし、出張先の事情も考えて対応のこと（来訪を好まれない、今必要なの？）

万一感染した場合（本人のみならず、家族を含む）家族もしくは本人が感染した場合は、危機管理のルールに従い連絡網を使い情報共有する。被疑者はすぐに、PCR検査を行い、陽性の場合は2週間の隔離を実行。接触者、接触可能性者のリストを管理部に提出し、会社の判断を待つ。

会社は接触可能性者のリストをもとにPCR検査の指示を行う。

感染可能性者は陰性証明が出るまで、自宅隔離もしくは入院。

その間の業務は各部門間で調整、それもできない場合は、全社で対応する

とにかく感染防止を家族、近所含めて全員で対応してください。

LSにおいては、特に出社が必要な業務なので、必ず家庭での感染防止を具体的に指導して

保育園や学校での感染が広がらないように取り組んでください。

各自、何をどうやっているかを、全員で話し合うなどの意識強化を図ること。

予算が必要であれば準備します。

2021年1月11日

社長